

関係規程一覧

| | |
|----------------------|---|
| ○情報セキュリティ体制の整備に関する規程 | 2 |
| ○情報化推進の体制に関する規程 | 6 |
| ○情報システムの整備及び利用に関する規程 | 8 |

平成24年規程第2号
平成24年9月6日制定
平成25年6月26日改正
平成26年7月31日改正
平成26年12月22日改正
平成27年3月23日改正
平成27年5月9日改正
平成28年3月31日改正
平成28年12月26日改正
平成29年3月27日改正
平成29年6月30日改正
平成29年9月29日改正
平成30年7月31日改正

情報セキュリティ体制の整備に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、情報セキュリティ管理規程（平成24年規程第1号。以下「管理規程」という。）第5条に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）において情報セキュリティ対策を実施するための体制の整備に必要な事項を定めることを目的とする。

(最高情報セキュリティ責任者)

第2条 管理規程第5条第2項に定める最高情報セキュリティ責任者は、理事（総務・企画等担当）をもって充てる。

2 最高情報セキュリティ責任者は、次の各号に掲げる事務その他情報セキュリティに係る規程及び手順書等（以下「関係規程」という。）に定める事務を行うものとする。

- (1) 情報セキュリティ対策に関する事務を統括すること。
- (2) 情報セキュリティ対策を適切に実施するための体制を整備すること。
- (3) 情報資産に情報セキュリティインシデントが発生した場合に、再発防止に必要な措置を講ずること。
- (4) その他情報セキュリティ対策に関して必要な調整をすること。

3 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ対策に関する専門的な知識及び経験を有する者を最高情報セキュリティアドバイザーとして置く。

4 最高情報セキュリティアドバイザーは、管理運用法人全体の情報セキュリティ対策の推進に係る最高情報セキュリティ責任者への助言等を行うものとする。

(統括情報セキュリティ責任者)

第3条 管理運用法人は、情報セキュリティ責任者を統括する者として統括情報セキュリティ責任者を置く。

2 統括情報セキュリティ責任者は、情報管理部長をもって充てる。

3 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ責任者の統括その他関係規程に定める事務を行うものとする。

- 4 統括情報セキュリティ責任者は、情報システムのライフサイクル全般にわたって情報セキュリティの維持が可能な体制を確保するものとする。

(情報セキュリティ責任者)

第4条 管理運用法人は、管理規程第5条第4項により最高情報セキュリティ責任者の担務を担う者として情報セキュリティ責任者を置く。

- 2 情報セキュリティ責任者は、部、室及び事務室の長をもって充てる。
- 3 情報セキュリティ責任者は、所管する部、室又は事務室における情報セキュリティ対策に関する事務（所管する情報システムの情報セキュリティ対策を含む。）を統括するものとする。

(情報セキュリティ管理者)

第5条 管理運用法人は、管理規程第5条第4項により最高情報セキュリティ責任者の担務を担う者として情報セキュリティ管理者を置く。

- 2 情報セキュリティ管理者は、課長、副室長、副事務室長及びこれに相当する職（これらの職が置かれていない室においては室長、事務室においては事務室長）をもって充てる。
- 3 情報セキュリティ管理者は、所管する室、事務室又は課における情報セキュリティ対策に関する事務（所管する情報システムの情報セキュリティ対策を含む。）を行うものとする。

(情報セキュリティ管理補助者)

第6条 情報セキュリティ管理者は、所管する室、事務室又は課に所属する職員のうちから、情報セキュリティ管理補助者を指名し、その事務を担わせることができる。

(情報セキュリティ監査責任者)

第7条 管理運用法人は、情報セキュリティ監査責任者（以下「監査責任者」という。）を置く。

- 2 監査責任者は、監査室長をもって充てる。
- 3 監査責任者は、管理規程第11条に定める情報セキュリティ監査（以下「監査」という。）に関する事務を統括するものとする。

(情報セキュリティ監査実施者)

第8条 管理運用法人は、監査を実施する者として情報セキュリティ監査実施者（以下「監査実施者」）を置く。

- 2 監査実施者は、監査規程（平成18年規程第21号）第2条第1項に基づき監査室に所属する職員とする。ただし、監査室の監査を実施する監査実施者は、同第2項に基づき、監査室に所属する職員以外の職員のうちから理事長が指名するものとする。

(区域情報セキュリティ責任者)

第9条 管理運用法人は、情報を取り扱う区域ごとの特性に応じた対策を推進する責任者として区域情報セキュリティ責任者を置く。

- 2 区域情報セキュリティ責任者は、すべての区域について総務部長をもって充てる。

(情報セキュリティ委員会)

第10条 管理規程第5条第5項に定める情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）の委員は、最高情報セキュリティ責任者、統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ責任者とし、委員長は最高情報セキュリティ責任者をもって充てる。

- 2 委員会は、管理運用法人における情報セキュリティ対策を推進するため、次に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 対策推進計画に関すること。
 - (2) 関係規程の整備（軽易なものを除く。）に関すること。
 - (3) 管理規程第12条に定める格付け区分及び同第13条に定める取扱制限に関すること。
 - (4) 管理規程第7条に定める例外措置を適用するための対応手順等に関すること。
 - (5) 情報セキュリティインシデントへの対応に関すること。
 - (6) その他委員が必要と認めること。
- 3 委員会は、委員会における審議等の結果を理事長に報告する。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、コンプライアンスオフィサー及び監査責任者はオブザーバーとして委員会に参加することができる。
 - 5 委員長は、必要に応じて委員及びオブザーバー以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。
 - 6 委員会の庶務は、情報管理部情報管理セキュリティ対策課が行う。

(CSIRT)

第11条 管理運用法人は、情報セキュリティインシデントに対処するための体制として、前条に定める情報セキュリティ委員会の下にCSIRT

(Computer Security Incident Response Teamの略)を設置し、その役割を明確化する。

- 2 CSIRTは、統括情報セキュリティ責任者及び専門的な知識又は適正を有すると認められる職員により構成する。
- 3 CSIRTに情報セキュリティインシデントに対処するための責任者としてCSIRT責任者を置くものとし、これに統括情報セキュリティ責任者をもって充てる。
- 4 CSIRT責任者は、CSIRTに属する者のうち、CSIRT内の業務統括及び外部との連携等を行う者を定める。

附則

- 1 この規程は、平成24年9月19日から施行する。
- 2 情報セキュリティ委員会等設置規程（平成20年規程第3号）は廃止する。

附則（平25.6.26改正）

この改正は、平成25年6月26日から施行する。

附則（平26.7.31改正）

この改正は、平成26年7月31日から施行する。

附則（平26.12.22改正）

この改正は、平成27年1月1日から施行する。

附則（平27.3.23改正）

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平27.5.9改正）

この改正は、平成27年5月9日から施行する。

附則（平28.3.31改正）

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附則（平28.12.26改正）

この改正は、平成28年12月26日から施行する。

附則（平29.3.27改正）

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附則（平29.6.30改正）

この改正は、平成29年7月1日から施行する。

附則（平29.9.29改正）

この改正は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平30. 7. 31改正）

この改正は、平成30年7月31日から施行し、平成30年5月1日から適用する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）の情報化の推進に関する体制について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「情報化」とは、情報通信技術を利用し、業務プロセスの効率化・合理化を図ることをいう。

2 この規程において、「情報システム」とは、ハードウェア及びソフトウェアから成るシステムであって、情報処理又は通信の用に供するものをいい、管理運用法人が調達又は開発するもの（管理を外部委託しているシステムを含む。）をいう。

第2章 情報化統括責任者等

(情報化統括責任者)

第3条 管理運用法人は、業務全般にわたる情報化の推進並びに情報システムの整備及び管理等を推進する責任者として、情報化統括責任者を置く。

2 情報化統括責任者は、理事（総務・企画等担当）をもって充てる。

(外部専門家による情報化統括責任者の補佐)

第4条 管理運用法人は、組織規程（平成18年規程第4号）第16条に規定する情報化統括責任者補佐官のほか、情報化統括責任者に対する支援・助言等を得るため、業務分析手法、情報システム技術及び情報セキュリティに関する専門的な知識・経験を有し、独立性・中立性を有する外部専門家を情報化統括責任者補佐官として置くことができる。

第3章 情報システム委員会

(情報システム委員会)

第5条 管理運用法人は、業務運営における情報化の推進並びに情報システムの整備及び管理等を適切に推進するため、情報システム委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成及び招集)

第6条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、情報化統括責任者をもって充てる。

3 副委員長は、審議役をもって充てる。

4 委員長に事故等があるときは、副委員長がその職務を代理する。

5 委員は、部、室及び事務室の長をもって充てる。

6 委員長は、情報化統括責任者補佐官をオブザーバーとして委員会に出席させることができる。

7 委員長は、必要に応じ、説明及び報告を求め、又は事情を聴取するために、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

8 委員会は、委員長が招集し、これを主宰する。

(委員会の任務)

第7条 委員会は、情報化統括責任者が業務運営における情報化の推進並びに情報システムの整備及び管理等を適切に推進するために必要と認める事項について審議等を行う。

2 委員会は、委員会における審議等の結果を理事長に報告する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、情報管理部システム管理課において行う。

第4章 雑則

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、その他必要な事項は情報化統括責任者が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年11月 1 日から施行する。

情報システムの整備及び利用に関する規程

平成27年規程第4号
平成27年3月30日制定
平成29年6月30日改正
平成29年9月29日改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）において、情報システムの整備及び利用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、情報システムとは、業務方法書第21条に規定する情報システムをいう。

第2章 情報システムの整備

(チェックシステムの構築)

第3条 役員、参与及び職員（臨時職員及び派遣契約職員を含む。以下「役員等」という。）は、業務執行に係る意思決定プロセスの適正を確保するため、文書管理規程（平成23年規程第2号）及びその他の定めに基づき、決裁文書を作成し、起案者は別の者の確認を受け、決裁権者の決裁を受けるものとする。

2 役員等は、経費支出の承認プロセスの適正を確保するため、会計規程（平成18年規程第11号）及びその他の定めに基づき、支出負担行為決議書等を作成し、起案者は別の者の確認を受け、決裁権者の決裁を受けるものとする。

(理事長の指示等の伝達)

第4条 理事長は、経営委員会による決定事項、管理運用法人の業務執行に必要な自身の指示及び管理運用法人のミッション等の情報が、必要な役員等に確実にかつ適切に伝達されるように努めなければならない。

2 部長、室長、事務室長及び課長（以下「部室長等」という。）は、それぞれ所管する部、室、事務室及び課（以下「部室等」という。）に係る前項の規定により伝達された情報が、必要な役員等に確実にかつ適切に伝達されるように努めなければならない。

3 情報化統括責任者は、前2項に規定する伝達が円滑に行われるよう情報通信技術を用いた情報システムの整備に努めるものとする。

(役員への情報の伝達)

第5条 職員は、管理運用法人の危機管理上必要な情報、不正又は誤謬等の発生等内部統制に関する重要な情報その他管理運用法人の業務の適正を確保するため必要な情報を知ったときは、速やかにその所属する部室長等に伝達し、その指示を受けなければならない。

2 部室長等は、それぞれ所管する部室等に係る管理運用法人の危機管理上必要な情報、不正又は誤謬等の発生等内部統制に関する重要な情報その他管理運用法人の業務の適正を確保するため必要な情報を適時かつ適切に役員に報告しなければならない。

(情報システムの変更)

第6条 部室長等は、それぞれ所管する部室等に係る業務の変更に伴い情報システムの変更が必要な場合は、速やかな変更が行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

第3章 情報システムの利用

(情報化の推進)

第7条 役員等は、情報システムに取り入れられた情報を効率的な業務運営に資するよう目的に応じて分類、整理、選択、演算その他の処理を行うものとする。

(情報の形式の整備)

第8条 情報化の推進に当たっては、情報を利用可能な形式に整えて活用できるよう次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 法人が保有するデータの所在情報の明示
- (2) データへのアクセス権の設定
- (3) データを汎用アプリケーションで利用可能とするツールの構築
- (4) 機種依存形式で作成されたデータ等に関するAPI（アプリケーション・プログラミング・インターフェイス）の策定

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平29.6.30改正）

この改正は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成29.9.29改正）

この改正は、平成29年10月1日から施行する。